

介護保険

10月から

高齢者の保険料納付が始まります

介護保険では、介護を国民みんなで支えるため、高齢者の方も含め40歳以上の全ての方に、保険料を納めていただくことになっています。

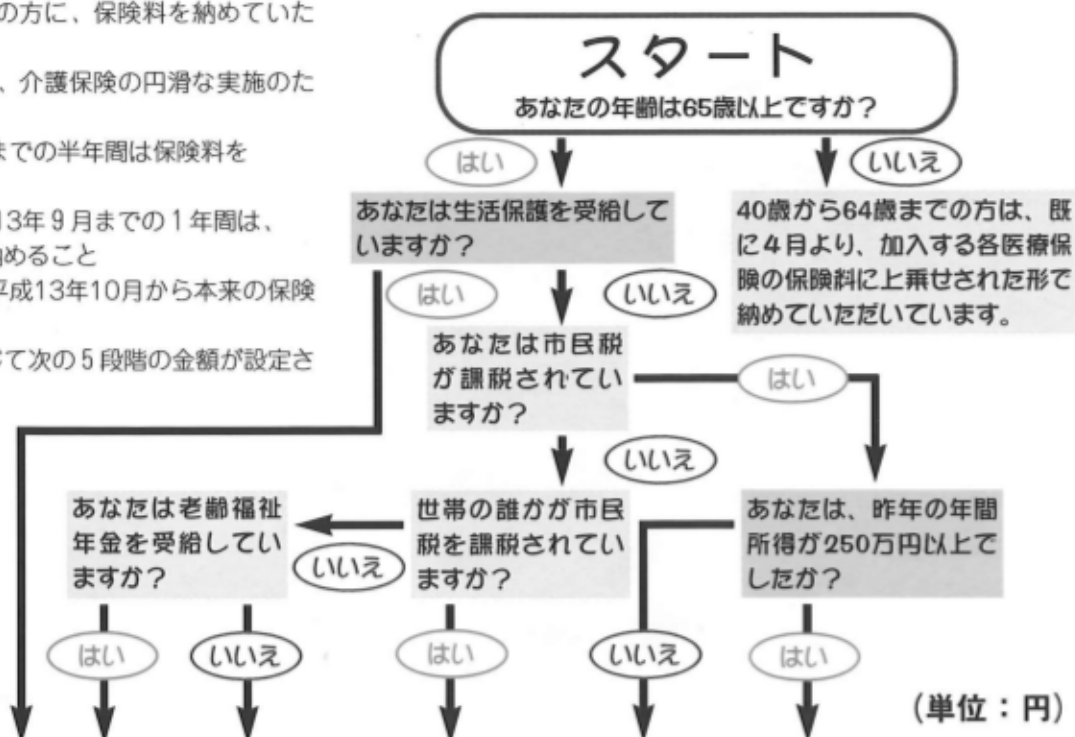
65歳以上の方については、介護保険の円滑な実施のための特別対策として、

- 平成12年4月から9月までの半年間は保険料を納めなくてもよいこと
- 平成12年10月から平成13年9月までの1年間は、本来の保険料の半額を納めること

になっています。そして、平成13年10月から本来の保険料を納めていただきます。

介護保険料は、所得に応じて次の5段階の金額が設定されています。

★まず、あなたがどの段階に該当するか確認してください



	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	
	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者である市民税世帯非課税者	世帯全員が市民税非課税	本人が市民税非課税	本人が市民税課税で合計所得金額250万円未満	本人が市民税課税で合計所得金額250万円以上	
	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5	備考
年 額	12,900	19,300	25,800	32,200	38,700	
12年度	3,200	4,800	6,400	8,000	9,600	通常年額の1/4
13年度	9,600	14,500	19,300	24,200	29,000	通常年額の3/4
1ヵ月当たり	1,075	1,608	2,150	2,683	3,225	年額÷12ヵ月
国平均(参考)	1,458	2,186	2,915	3,644	4,373	
県平均(参考)	1,177	1,766	2,354	2,943	3,531	

●介護保険事業計画により、都留市独自の基準額をもとに各段階の保険料額が決められています